

答申第 790 号

諮問第 1363 号

件名：旅行命令書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、職員番号、職員の住所地の市町村名並びに通勤手当利用区間のうち職員が自宅を出発してから最初に利用する駅及びバス停の名称（以下「本件情報」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 9 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 8 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、別記に記載の会議等に参加するため、愛知県総務部人事局人事課の管理職である課長級以上の職員が命じられた旅行命令のうち、総務事務システムにより処理を行ったものについて、パーソナルコンピューター上の画面を出力したものである。

本件行政文書には、旅行申請日、旅行命令日、旅行期間、職員番号、職員氏名、予算科目、用務名、通勤手当利用区間、経路情報、金額情報等が記載されている。

職員番号は、職員ごとに付与される個人識別番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものである。

通勤手当利用区間は、旅行区間が通勤手当の支給区間である場合に、旅費が支給されないことから、その区間が記載されるもので、通勤手当が支給される区間として認定された交通機関の駅名等が記載されている。

経路情報には、出発地、用務先、帰着地等が記載されており、自宅が出発地又は帰着地の場合には、職員の住所地の市町村名が記載されている。

そのうち開示しないこととした部分は、職員番号、職員の住所地の市町村名及び通勤手当利用区間のうち職員が自宅を出発してから最初に利用する駅又はバス停の名称（以下「最寄りの駅名等」という。）である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

開示しないこととした部分である職員番号、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、本号ただし書イには該当しない。

さらには、旅行命令による旅行は公務員の職務の遂行であるが、開示しないこととした部分は、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、本号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、職員番号、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県総務部人事局人事課の課長級以上の職員に係る旅行命令書のうち別記に掲げるものであり、職員の給与、旅費、服务等の内部管理業務を集中処理する総務事務システムにより旅行命令の処理が行われ、その画面を出力したものである。また、本件行政文書の記載内容は、

前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであり、実施機関は、本件情報を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件情報が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件情報のうち、職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、共済組合員証の番号のほか、各種業務システムにおいても使用されている。

また、本件情報のうち、職員の住所地の市町村名及び最寄りの駅名等は、職員の住所地が特定できる情報である。

したがって、本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、本件情報は、職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・旅行命令書（平成 25 年 4 月 22 日及び同月 23 日 七道府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 7 月 18 日及び同月 19 日 平成 25 年度七道府県人事担当課長・担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 7 月 23 日 総務省給与・サービス関係ヒアリング）
- ・旅行命令書（平成 25 年 9 月 5 日 七道府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 25 年 9 月 19 日 地方行財政調査会東海懇談会）
- ・旅行命令書（平成 25 年 10 月 18 日 三府県労務担当者会議）
- ・旅行命令書（平成 26 年 4 月 24 日及び同月 25 日 七道府県労務担当者会議）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 25	諮問
27. 6. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 8	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第475回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 3 (第480回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申